

地方公共団体が 交付金事業として整備

自然環境整備交付金(国立公園整備事業)
自然環境整備交付金(国定公園等整備事業)
環境保全施設整備交付金(国立公園等利用環境整備事業)

1 整備計画

自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため交付金を活用し、事業を重点的かつ計画的に実施するための整備計画

- 作成主体：都道府県（関係市町村等と調整のうえ作成） ● 計画期間：3～5年
※国立公園整備事業、国定公園等整備事業、国立公園等利用環境整備事業ごとに計画を作成

2 交付対象事業

交付金の対象となる事業は整備計画に位置づけられた次の事業

① 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物館展示施設、植生復元施設*、動物繁殖施設*、砂防施設、防火施設、自然再生施設* 等
※国立公園において、地方自治体が所有する公園利用施設の国際化対応や老朽化対策のための施設整備について、その事業費の1/2を上限として支援
※国立公園整備については植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外

② 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)
平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業
※国定公園等整備事業として実施

③ 国立公園施設の長寿命化対策整備

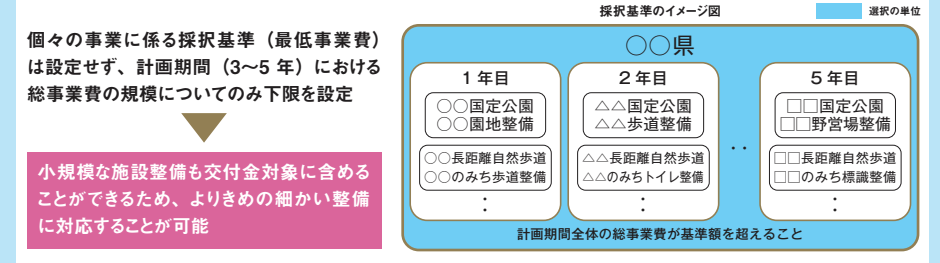
個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設(対象は上記①の国立公園整備に同じ)
※平成32年度までは個別施設計画の策定も対象

3 交付金を活用した整備事例



4 採択基準

自然環境整備交付金：計画期間（3～5年）における総事業費が40,000千円を超えるもの
環境保全施設整備交付金：計画期間（3～5年）における総事業費が20,000千円を超えるもの



5 事業主体

整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能

- 整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能
 - 市町村事業における都道府県と市町村の負担割合は、各地域・事業の実情を踏まえ、独自に設定が可能
- 都道府県が関係市町村と十分調整することにより、地域の実情に応じた役割分担による柔軟な事業展開が可能

6 交付金の交付限度額

交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

- 交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能
 - 都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能
 - 年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能（年度間調整）
- 地方の創意工夫を活かした自由度の高い事業展開と地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

